

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について（共通事項）

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先等

- (1) 物品及び役務に関すること
警察大学校教務部会計課調達係（内線2146）
- (2) 工事及び役務（設備にかかるものに限る）に関すること
警察大学校教務部会計課管財営繕係（内線2141）
- (3) 住所等
〒183-0003 東京都府中市朝日町3-12-1
電話番号 042-354-3550
FAX 042-330-1303
mail keidai-open@npa.go.jp
- (4) 提出方法
持参、郵送、メールいずれでも提出可能です。
- (5) その他
 - 参加を希望する場合及び問い合わせをする場合は、上記に記載の各内線番号に連絡し、「〇〇の見積依頼の件」とお伝えいただき、担当者から内容をご説明させていただきます。
内容をご理解の上、お見積書のご提出をお願いいたします。
 - 直接来校される場合は、事前に来校日時を連絡していただいた後、来校いただきますようお願いいたします。
 - 見積書は、持参、郵送、メールを問わず、締切日時を必着とし、郵送される場合は必ず封筒の表に「〇〇の見積書在中」と記載して下さい。
 - 同等品による見積書の提出を希望する場合、同等品の申請を行い警察大学校から承認を得た後に見積書を提出してください。申請にあたっては、同等品として申請する物品のカタログ等を見積もり提出の4営業日前までに持参、郵送、FAX等で提出してください。

3 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書の内、予定価格の制限の範囲内で最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

4 見積り合わせの結果について

契約の相手方と決定した事業者には警察大学校教務部会計課から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

5 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

6 支払

別途指定するものを除き、全ての履行確認後、提出された請求書に基づき支払います。

7 期限内に履行ができない場合の扱い

（1）履行期限後に履行可能な場合

速やかに甲に対し遅延の事由及び履行見込日を明らかにした書面の提出をお願いします。

審査の上、完納する見込みがあると認められるときは、遅延賠償金を徴収した上で履行期限の延長をすることができます。

ただし、履行遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、遅延賠償金の免除を申し出ることができます。

履行遅延に伴う賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した額とします。

（2）履行期限後に履行できない場合

履行期限内に履行できず、履行期限後であっても履行ができない場合は、契約金額の10分の10に相当する違約金を徴収した上で契約を解除することとなります。

8 その他

（1）見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

（2）上記3において、同価の見積りが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。

（3）参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

（4）契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。